	様式第	第3号																	
				障害児	福祉手当	(福	祉手当)	)認定	診断	小事(肢	体不	自由	用)						
1)	(ふ) 氏	0 が な ) 名				Ė	男・女	2 4	生年	月	目	平令	成 和		年	,	月		日
3	住	所						4	障害のなった										
(5)		の原因は誘因	先天性後天性		不慮災、第	5災、	その他)	6	傷 病 年	· 発 月	生日	平令			年		月		日
7	て医的	ため初め 師の診断 けた 日	平成令和	年	月		日	8	呼 認	定の	来		有	(		年後	<del>(</del>	•	無
9					現						症								
	1				Eur	**************************************	f	المعالمة	W.			£ × (		知覚 知覚 その	部分部分の分のの対象を対している。	· · · の部タ		ごさい	٥
:	2 四胞	支周径(cm)											3	3 四	肢 長	(cm)			
		上腕中	央 部	前腕最	大部	J	ト腿 中	央 部	下	腿最	大部		Ī		上肢	長	下丿	技 長	
	右												ŀ	右					
	$\vdash$					<del>                                     </del>			-				ŀ						-

	上腕中央部	前腕最大部	大腿中央部	下腿最大部
右				
左				

	上肢長	下 肢 長
右		
左		

## 4 神経学的所見

- (1) 知覚障害・・・・ 有 ・ 無 (あれば上図に記入すること)
- (2) 運動麻痺の種類(該当するものを○で囲んでください)

弛緩性 ・ 痙性 ・ 失調性 ・ 不随意運動性 ・ 強剛(固縮)性 ・ しんせん性

(3) 障害の起因部位(該当するものを○で囲んでください)

脳性 ・ 脊髄性 ・ 末梢神経性 ・ 筋性 ・ その他

(4) 諸反射検査

	上	肢	腱	反	射	下	腿	腱	反	射	バビンスキー反射	その他の病的反射
右												
左												

(5) ぼうこう・直腸麻痺・・・・・ 有 ・ 無

5	休龄.	加肤	関節	可動域

3 冲杆•四版	()   別別別																	
	運動の方向	可動					域		-4	部 位	運動	の	可 動 均					
部 位			右		Ź	Ē		F	化 位		向 自動			他	動			
		自 重	動他	動	自	動	他	動	Z.	頁 部								
肩 関 節									月	匈腰 部								
肘 関 節																		
前 腕										6 その他	1							
手 関 節																		
股 関 節																		
膝 関 節																		
足関節																		
) 日常生活動(	作の障害程度	: ( 補	<b>学</b> を信田	11 <i>†</i> au	/仕能っ	◇判定→	トステレ	)	記		でできる場 でできても							
7 日田土旧勤	下97年日往及	. ()而丞天	子で区川	) C/ & V	1///25	C T1/AC :	, 900	) )	号		では全くで							
つまむ(新聞 ・い程度) にぎる(丸め) ・抜けない程度	紙が引き抜け	な	• • • • •	{ 右 左						勢でもよい		• • • • •	••••	••••				
							13. 靴下をはく (どのような姿勢でもよい)											
. タオルを絞る		呈度)		両手														
. 顔を洗う				••••														
. ひもを結ぶ	•••••	•••••	•••••	·····			15. こしかける { 可能 背もたれ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・											
. はしで食事を	・・	• • • • • •	• • • • •	{ 左						ナる ・・・・								
はしで食事を さじで食事を 握力 ・・	する・・	• • • • • •	• • • • •	{ 左 <i>左</i>														
. 握力 ••	価 (ブギンのう	カギか		左左			17.	π.ρ.1	<sub>E</sub>	不能								
<sub>田価</sub> J こ	使(スホンの) ろに手をやる) 便(臀のところ		•	••••			18.	歩く(室	(内)		手すり・				更•	不「		
<b>し</b> 大 . かぶりシャツ		に手を弋	<b>べ</b> る)・		-		19.	階段を	のぼる	{ 不能	1-17			- 7	女 .	.1, 3		
. シャツのボタ		'i	•••••	••••			20.	階段を	おりる	{ 可能 不能	手すり・	••••	••••	••••	要•	不!		
:記のとお	り参呼に	± +					•											
令和		月	目															
病院又は	診療所の名	称																
所	在	地																
診療 担	当科	名						医	師氏名	,								

- ◎裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。障害者の障害の程度及び障害の認定に無関係な欄は記入する必要がありません。
- ◎字は楷書ではっきりと書いて下さい。

## 注意

- 1 この診断書は、障害児福祉手当(福祉手当)の受給資格を認定するための資料の一つです。 この診断書は、障害者の障害の状態を証明するために使用されますが、記入事項に不明な点が ありますと認定が遅くなることがありますので、詳しく記入してください。
- 2 ○・×で答えられる欄は、該当するものを○で囲んでください。記入しきれない場合は、別に 紙片をはり付けて記入してください。
- 3 ⑦の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、障害者が障害の原因となった傷病について初めて医師の診断を受けた日を記入してください。前に他の医師が診断している場合は、障害者本人又はその父母等の申立てによって記入してください。また、それが不明の場合には、その旨を記入してください。
- - (1) 1の図は、障害の内容に応じてそれぞれの部位を塗りつぶしてください。
  - (2) 「四肢長」の測定は、上肢長については肩峰より橈骨茎状突起まで、下肢長については、 腸骨前上棘より内果までの距離を測ってください。
  - (3) 4の「障害の起因部位」が心因性のものと思われる場合は、「その他」のところを○で 囲んでください。
  - (4) 5の「体幹・四肢関節可動域」は、関節角度計を使用してください。また、運動障害のある部位について、運動の方向別に解剖学的肢位を0°(前腕については手掌面が矢状面にある状態を0°とし、肩関節の水平屈曲伸展計測については外転90°位を0°とする。)とした測定方法(昭和49年6月日本整形外科学会及び日本リハビリテーション医学会で定めた測定方法)により測定した最大可動域を記入してください。
- 5 6の「その他」には、現疾患にかかわる変形や筋力の減弱等日常生活動作に直接関連を有する 症状について記入してください。
- 6 ⑩の欄の日常生活動作については、それぞれの状態に応じて○・△・×を記入してください。 なお、15、17、19及び20の動作については、該当するものを○で囲んでください。